

平成 21 年 8 月 10 日

「ものづくり中小企業製品開発等支援融資」の取扱開始について

足利銀行（頭取 藤沢 智）は、全国中小企業団体中央会※ による「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」に対応する「ものづくり中小企業製品開発等支援融資」の取扱いを 9 月 1 日より開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後もものづくりに携わる中小企業者の皆さまを積極的にバックアップしてまいります。

※中小企業の健全な発展をはかるために組織化指導をはじめとする各種支援・施策を行うほか、中小企業対策に関する建議・陳情等、様々な政策提言活動を行っている特別民間法人。

記

1. 「ものづくり中小企業製品開発等支援融資」の概要

対 象	「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」の交付決定を受けた法人および個人事業主の皆さま
資 金 使 途	補助対象事業に必要となる以下の資金 (1) 補助金を受取るまでのつなぎ資金 (2) 自己資金部分(事業費の 1/3)における運転資金および設備資金
利 用 金 額	(1) つなぎ資金：1 億円以内 (2) 運転・設備資金：5 千万円以内
融 資 期 間	(1) つなぎ資金部分：補助金を受取るまでの期間 (2) 自己資金部分：10 年以内
金 利	変動金利・固定金利
担保・保証	審査結果に応じて必要となる場合があります

2. 「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」について

(1) 支援事業（補助金）の目的

ア. 製造業の国際競争力の強化と新産業の創出を促進し、中小企業製品の高付加価値化および中小企業の新分野進出等の円滑化等に資する。

イ. 中小企業者が自ら行う特定のものづくり基盤技術を活用した試作開発から販路開拓等の取組みに要する経費の一部を補助する。

(2) 予算規模：572 億円（追加経済対策の一環）

(3) 申請数：7,870 件（第 1 回公募）

以 上